

平成 30 年度

藤枝市認定シティ・プロモーション事業

募集要項

藤枝市

1 目的

藤枝市では、真に「選ばれるまち」として、ファミリー世代をターゲットにした定住人口の拡大、広域からの交流人口の拡大、そして民間投資の拡大を図るため、戦略的なシティ・プロモーションを展開しています。

この制度は、民間企業等がこうした趣旨に沿い、その企画力やアイデアを活かして行う本市の魅力の発信、都市イメージ、都市ブランド及び認知度の向上に寄与する事業を「藤枝市認定シティ・プロモーション事業」として、事業にかかる経費の一部を補助金により支援することにより、シティ・プロモーションをさらに推進するものです。

2 募集概要

(1) 認定事業

① 対象事業

次のいずれかに該当する事業。

- ア ファミリー世代を中心にした定住人口の拡大に寄与する事業
- イ 広域からの観光・交流人口の拡大に寄与する事業

② 条件等

次のすべてを満たすこと。

- ア 年度内に事業実施及び事業報告並びに事業収支決算報告を行うこと
- イ 新たに実施する事業又は既存の取組を拡大して実施する事業であること
- ウ 本市から財政的支援を受けている事業でないこと
- エ 公序良俗に反する事業でないこと

(2) 認定事業の対象者

① 対象者

次のいずれかに該当するもの。

- ア 法人格のある団体
- イ 任意団体
- ウ 上記団体間で連携するもの

② 条件等

次のいずれかに該当しないこと。

- ア 宗教活動、政治活動を主たる目的とする法人・団体等
- イ 藤枝市暴力団排除条例に規定する暴力団関係企業等

(3) 事業期間

補助金の交付決定日～平成31年3月31日

(4) 応募申請

① 募集期間

平成30年4月9日(月)～平成30年5月16日(水)午後5時まで

② 提出書類

書類等	様式等
藤枝市認定シティ・プロモーション事業費補助金交付申請書	第1号様式
事業計画書*	第2号様式
収支予算書	第3号様式
団体概要書	任意書式
その他参考資料	〃

※必要に応じ、別紙として任意書式での提出可

※既存取組の拡大事業は、拡大部分がわかる書類を添付

③ 提出方法及び提出先

ア 提出方法

上記①の応募期間内に、②の提出書類をイの提出先まで郵送又は持参

イ 提出先

〒426-8722 藤枝市岡出山一丁目11番1号

藤枝市企画創生部企画政策課 宛

TEL : 054-643-2055(ダイヤルイン) FAX : 054-643-3604

E-mail : kikaku@city.fujieda.lg.jp

※提出いただいた申請書類等は、返却しない。

ウ 提出部数

正本2部、副本5部

3 審査・選定

(1) 選定までの流れ

審査は資格審査及び提出された企画提案内容により藤枝市認定シティ・プロモーション事業実施候補事業者選定委員会(以下「委員会」という。)が行います。

申請受付後、必要に応じて説明等を求める場合があります。

(2) 審査基準

藤枝市認定シティ・プロモーション事業実施候補事業者選定委員(以下、「委員」という。)は、企画提案内容に対し、下記表1に定める審査項目について、下記表2による5段階評価を行います。(評価内容の表現は項目ごと異なる。)なお、委員は必要に応じて中間の評価点をつけることができるものとします。

各委員が採点し、合計点の最高点と最低点を除いた平均点が、最低基準点の25点を

超えるもののうち、最高得点者から得点順に補助事業額が予算の範囲を超えない範囲のものを事業実施候補者として選定します。なお、同じ最高点、最低点を付けた委員が複数いるときは、それぞれ1人分の点数を除くものとします。また、最高得点者が複数あった場合や、上記の基準を満たすものがない場合は委員の協議により決定します。

参加する事業者が1者の場合においても別紙審査基準に基づき審査を行い、合計点の最高点と最低点を除いた平均点が、最低基準点の25点を超えなければ、事業実施候補者として選定しません。

表1 <審査項目>

評価項目	視点等
実現性	事業計画、収支予算等が具体的であり実現可能か
方向性	本市の狙い、当制度の目的に沿っているか
創造性	事業内容に創意工夫があり、付加価値が高いか
新規性	従来にない取り組みであり、他市町等との差別化が図れるか
事業効果	本市の魅力発信、都市イメージ・ブランド及び認知度の向上に寄与し、定住人口、交流人口の拡大につながるか

表2 <5段階評価>

評価点	評価内容
10	極めて高い
8	高い
6	普通
4	やや低い
2	低い

(4) 審査結果の通知及び公表

委員会による事業実施候補者決定後、速やかに応募者全員に対して、審査結果を通知します。

3 認定事業への支援

(1) 補助金による支援

「藤枝市認定シティ・プロモーション事業費補助金交付要綱」に基づき、事業の実施に係る経費の一部について、補助金を交付します。

(2) 広報等による支援

「広報ふじえだ」「藤枝市ホームページ」等、市の広報媒体でシティ・プロモーション事業の取組を発信することができるものとします。

4 補助金の交付

(1) 補助率及び補助限度額

区分	補助率	補助限度額
新規事業	補助対象経費の2分の1以内	100万円
既存事業の拡大	〃	50万円

※千円未満の端数があるときは、端数は切り捨てる

(2) 補助対象経費

対象項目	主な経費
1 報償費	講師・専門家等への謝礼等
2 旅費	交通費・宿泊費等
3 需用費	消耗品費、資材・ノベルティ等の購入費、チラシ・ポスター等の印刷製本費等
4 役務費	翻訳・原稿料、広告料、通信運搬費、保険料等
5 使用料及び賃借料	会場使用料、車両・物品・器具等のレンタル・リース料等
6 その他の経費	その他市長が必要と認める経費

5 事業の認定、実施及び補助金交付

(1) 補助金交付申請

事業実施候補者となった者は、「藤枝市認定シティ・プロモーション事業費補助金交付申請書（第1号様式）」に必要書類を添付して提出してください。

(2) 認定事業への補助金交付決定

認定した事業の申請者に対し、「藤枝市認定シティ・プロモーション事業費補助金交付決定通知書（第5号様式）」を交付します。

(3) 事業の実施

上記(1)の交付決定通知書の日付(交付決定日)を持って、事業実施の開始とします。

(4) 実績報告、補助金交付

事業が終了したときは、完了した日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれかの早い日までに、「実績報告書(第8号様式)」及び次の添付書類を提出してください。

- ①事業実績書(第2号様式)
- ②収支決算書(第3号様式) ※領収書等の証憑書類を添付すること。
- ③その他市長が必要と認める書類

6 補助金額の確定と請求

(1) 補助金額の確定

実績報告書に基づき、市が交付する補助金額を確定し「藤枝市認定シティ・プロモーション事業費補助金交付確定通知書(第9号様式)」を交付します。

(2) 補助金額の請求

請求は、補助金交付確定通知書を受領した日から起算して20日以内に請求書(第10号様式)を提出してください。

なお、市長が概算払の承認をした場合には、概算払請求書(第10号様式)により補助金の請求をすることができます。

7 その他

- ・本事業は当該年度の予算額を上限に実施します。
- ・当該年度の予算額と事業実施候補者が提示する補助額の総額の差が生じた場合は、事業実施候補者とならなかった者で最低基準を満たしている者のうち、最高得点となった者から順に、その差に応じた補助額の減額協議を行うことができます。ただしこの場合においては、当該提案した事業内容(事業費)と同内容を履行することを条件とします。
- ・また、補助額の減額協議を行うべき者がいない場合は、その予算残額については、その都度申し込み順にて企画提案を受けるものとし、審査を経て事業実施候補者として決定できるものとなります。

問い合わせ先

藤枝市企画創生部企画政策課

TEL : 054-643-2055(ダイヤルイン) FAX : 054-643-3604

E-mail : kikaku@city.fujieda.shizuoka.jp